

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………
- ……………(都市整備局市街地整備部区画整理課) ……
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………
- ……………(都市整備局市街地整備部再開発課) ……
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課) ……
- 宅地建物取引業法第六十七条による告示……………
- ……………(住宅政策本部民間住宅部不動産業課) ……
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課) ……

告示

●東京都告示第九十四号

東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第一百十九号)第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業花畑北部土地区画整理事業

六 定款の変更の認可の年月日
令和八年二月四日

二 事務所内

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備事務所

三 事業計画の決定の年月日
平成三年五月十五日

四 変更の年月日
令和八年二月四日

●東京都告示第九十五号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき宮益坂地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称
宮益坂地区市街地再開発組合

二 事業施行期間
令和七年四月三十日から令和十五年三月三十一日まで

三 施行地区
渋谷区渋谷一丁目及び渋谷二丁目各地区

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
渋谷区渋谷一丁目十二番一号
令和七年四月三十日

五 変更の内容
事務所の所在地を渋谷区渋谷二丁目二十番十一号に変更する。

●東京都告示第九十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和八年二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区日比谷公園一番の一部、二 令和八年一月十番の一部、三番一及び同番二の一部 四日

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第九十七号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により、その旨告示する。

この告示の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、右三十日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和八年二月四日

東京都知事 小池 百合子

一 商号 株式会社アークスクエア	二 代表者氏名 代表取締役 細野 昇	三 主たる事務所の所在地 千代田区飯田橋一丁目八番九号	四 免許証番号 東京都知事(4)第八八七八二号	五 免許年月日 令和五年一月二十五日
一 商号 株式会社あいフロンティア	二 代表者氏名 代表取締役 坂本 幸子	三 主たる事務所の所在地 新宿区西新宿六丁目十六番十七号	四 免許証番号 東京都知事(3)第九五四六七号	五 免許年月日 令和五年六月十四日
一 商号 松江産業株式会社	二 代表者氏名 代表取締役 矢作 憲一	三 主たる事務所の所在地 江戸川区松江四丁目一番一号	四 免許証番号 東京都知事(0)第四六六八六号	五 免許年月日 令和五年二月十四日
一 商号 株式会社HOUSE LABO	二 代表者氏名 代表取締役 松田 日龍志	三 主たる事務所の所在地 墨田区立川二丁目十一番六号	四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇八九三七号	五 免許年月日 令和五年二月十七日
一 商号 株式会社テレビ				

一 商号 株式会社Y&Y	二 代表者氏名 代表取締役 陳 瑤	三 主たる事務所の所在地 港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル五 一五室	四 免許証番号 東京都知事(1)第一〇七〇五七号	五 免許年月日 令和三年十一月十九日
一 商号 株式会社KAROYAKA	二 代表者氏名 代表取締役 小間 正隆	三 主たる事務所の所在地 品川区上大崎三丁目十四番十七一〇二 号	四 免許証番号 東京都知事(1)第一一八一九号	五 免許年月日 令和七年一月十日
一 商号 セブンスター株式会社	二 代表者氏名 代表取締役 福岡 健人	三 主たる事務所の所在地 港区海岸三丁目十五番十五号	四 免許証番号 東京都知事(2)第一〇三六四三号	五 免許年月日 令和六年七月五日
一 商号 株式会社テレビ				

●東京都告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和八年二月四日から起算して二週間
 東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和八年二月四日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 下畑軍畑

二 変更の区間 青梅市沢井一丁目二百五十六番一地内

三 変更の概要 別図表示のとおり

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

